

美唄市
恵風園・恵祥園
建替え等基本構想

令和7年5月
美唄市

目次

第1章 基本構想策定に当たって	1
1-1 策定の背景と目的	1
1-2 関連計画等	2
第2章 現状と課題	3
2-1 現状	3
2-2 課題	9
第3章 施設整備計画の方向性	18
3-1 新しい施設建設の必要性	18
3-2 基本理念及び基本方針	19
3-3 最近の動向や居住空間について	21
第4章 基本計画策定に向けた検討事項	23
4-1 恵風園・恵祥園のあり方について	23
4-2 建替え候補地の検討	23
4-3 基本計画の検討	24
資料	26

第1章 基本構想策定に当たって

1-1 策定の背景と目的

養護老人ホーム(※1)美唄市恵風園(以下「恵風園」という。)及び特別養護老人ホーム(※2)美唄市恵祥園(以下「恵祥園」という。)は、現在の建物が建設されてから45年以上が経過しており、構造や設備など施設全体の老朽化が著しいため、早期に今後の施設維持及び運営の継続について方針を決定する必要があることから、美唄市恵風園・恵祥園建替え等基本構想(以下「基本構想」という。)を策定しました。

基本構想の策定に当たっては、学識経験者や福祉関係者、市民で構成される「美唄市恵風園・恵祥園建替え等基本構想策定市民検討委員会」(以下、「委員会」という。)を設置し、令和6年(2024年)7月から延べ5回にわたり委員会を開催しました。

委員会では、老朽化した施設の建替えの必要性や、この先の超高齢社会(※4)を見据えた施設の機能、運営のあり方など、介護分野に関する広範な課題について議論し、令和7年1月15日、委員会の意見として市長へ「美唄市恵風園・恵祥園建替え等基本構想への提言」が提出されました。

近年、急速に進む人口減少や少子高齢化が大きく影響し、地方においてはあらゆる分野において深刻な人材不足に直面していますが、介護業界においても人材不足は喫緊の課題となっています。

また、恵風園・恵祥園も、近年は介護職員の不足などにより、入居者数が入居定員を大きく割り込んでいるため、安定した運営を行うことができない状況にあるとともに、居室の段差やトイレなどユニバーサルデザインの対応が遅れているほか、プライバシーが確保されていないなどの課題があります。

本基本構想は、このような課題の解決に向けて、現在の施設の利用状況や老朽化等を整理するとともに、委員会から提出された「美唄市恵風園・恵祥園建替え等基本構想への提言」を踏まえ、今後の施設の建替えの必要性や運営方針等の方向性を定めることを目的として策定しました。

※1 養護老人ホーム：65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的な理由により居宅で生活することが困難な者に対し、市町村(特別区を含む)が措置を行い、入居者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導・訓練等を行うことを目的とした施設のこと

※2 特別養護老人ホーム：入居者が可能な限り在宅復帰できることを念頭に、常に介護が必要な方の入居を受け入れ、入浴や食事などの日常生活上の支援や、機能訓練、療養上の世話などを提供する施設のこと

※3 旧耐震基準：建築基準法が制定された1950年から1981年5月31日までに確認申請を受けた建物に適用されている耐震基準のことをいう。1981年6月1日以降の建物に適用されているものは新耐震基準という。建物が倒壊しない基準として、旧耐震は中規模(震度5強程度)、新耐震では大規模(震度6強～7程度)を設定している。

※4 超高齢社会：高齢社会が進行し、65歳以上の高齢者の割合が「人口の21%」を超えた社会を「超高齢社会」と呼ぶ。人口の21%とは、高齢社会の基準である高齢者割合7%を3倍にした数字となる。

1-2 関連計画等

本基本構想は、他の関連計画との連携・調整を図りながら進めていくこととします。



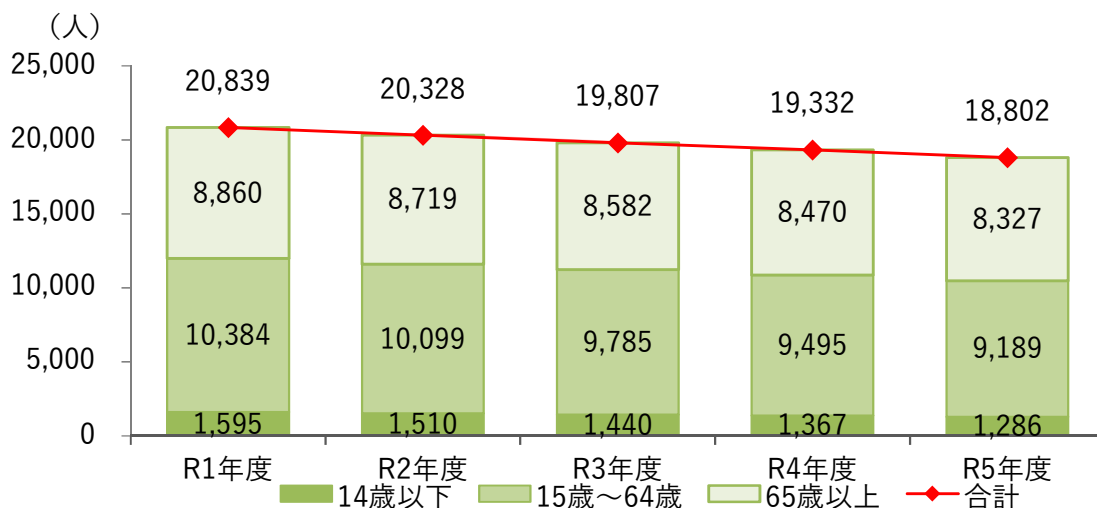
図 1-1 計画の位置づけ

第2章 現状と課題

2-1 現状

2-1-1 本市の現状

本市は、総人口の減少とともに高齢者人口(65歳以上)や生産年齢人口(15歳～64歳)も減少傾向にあります。



資料：住民基本台帳（各年度3月31日）

図 2-1 本市の人口の推移

2-1-2 施設の概要

対象施設である「美唄市恵風園・恵祥園」は、美唄市の南側の峰延地区に位置しており、市の中心部から直線距離で約8km程度の位置に立地しています。



図 2-2 施設の立地位置

恵風園は、老人福祉法に基づく老人福祉施設であり、行政による措置施設となっています。また、恵祥園は、老人福祉法に基づく老人福祉施設であるとともに、介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設であり、要介護認定を受けた方が暮らせる施設です。両施設ともに、築45年以上が経過しており、建物や設備が老朽化しているとともに、入居者が定員に満たない状況が続いています。

【養護老人ホーム 美唄市恵風園】

- 設置者名：美唄市(公設公営施設)
- 建設年月：昭和53年12月(設立：昭和27年7月)
- 敷地面積：14,762.16㎡(恵祥園含む)
- 建築面積：2,418㎡(恵祥園併設)
- 建築構造：鉄筋コンクリート2階建
- 職員：園長、主任支援員、支援員、看護職員、医師(嘱託医)、栄養士、主任生活相談員、生活相談員、その他職員 ※介護保険は外部サービスを利用
- 定員：110名
- 居室：55室(2名×1階27室、2階28室)
- 設備：寝台用エレベーター、全室電気床暖房など
- 環境上の理由や経済的な理由(生活困窮等の理由)により在宅生活が困難な原則65歳以上の方が利用(措置)(※5)
- 生活支援短期宿泊事業(※6)を実施

【特別養護老人ホーム 美唄市恵祥園】

- 設置者名：美唄市(公設公営施設)
- 建設年月：昭和52年12月
- 敷地面積：14,762.16㎡(恵風園含む)
- 建築面積：1,616㎡(恵風園併設)
- 建築構造：鉄筋コンクリート平屋建
- 職員：園長、介護職員、看護職員、機能訓練指導員、医師(嘱託医)、管理栄養士、生活相談員、介護支援専門員、その他職員
- 定員：59名
- 居室：16室(3名×5室・4名×11室)
- 設備：中間浴槽、特殊浴槽、電気床暖房など
- 食事や排泄など常時介護を必要とし、自宅での生活や介護が困難な原則「要介護3～5」と認定された方が利用
※要介護1～2の場合、別途定める要件にあてはまる場合に利用可能
- 介護予防短期入所生活介護(※7)、短期入所生活介護(※8)を実施

※5 措置：措置する状態にあるかどうか、面談等により市町村(特別区を含む)で判断し決定する。

※6 生活支援短期宿泊事業：一時的に養護を必要とする者を養護老人ホームに入居させ、支援する事業。

※7 介護予防短期入居生活介護：要支援者を対象とする、短期入居生活介護と同様のサービス。

※8 短期入居生活介護：利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者(要介護者等)が老人短期入居施設、特別養護老人ホーム等に短期間入居し、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るもの。

2-1-3 施設の敷地状況

施設の敷地面積は、恵風園と恵祥園を合わせて約 14,800 m²の三角形状であり、敷地北側が道路に接しており、敷地南側は斜面となっています。建物は敷地形状にそった形状で東西に長く配置されております。



図 2-3 既設配置図



図 2-4 外観写真

2-1-4 老朽化等の課題

施設は、内外装を含む建物自体が著しく劣化しているとともに、耐用年数が経過している設備も多いため、不具合が頻繁に発生しています。また、窓枠の劣化や床暖房の不具合により、冬季間の暖房効率が悪いほか、居室が狭く段差があるため、入居者が安全で安心して生活できる環境を整備する必要があります。



玄関(職員、恵風園・恵祥園の入居者共用)



恵風園 廊下



恵風園 居室



恵風園 食堂



恵風園 浴場横トイレ



恵風園 浴場



恵風園 トイレ



恵風園 洗面所

図 2-5 共用玄関・恵風園の現況写真



恵祥園 介護員室(入居者が集う場所)



恵祥園 廊下



恵祥園 居室



恵祥園 居室



恵祥園 食堂



恵祥園 機能回復訓練室



恵祥園 トイレ



恵祥園 トイレ

図 2-6 恵祥園の現況写真

居室の入居者一人当たりの面積は、恵風園が 7.7 m²、恵祥園が 8.4 m²となっており、国の基準や北海道の条例が定める一人当たりの床面積 10.65 m²を満たしていません。

表 2-1 施設床面積表

恵風園(養護老人ホーム)				定員：110人	
用途	面積		合計面積	一人当たりの床面積	
	1階	2階			
居室	416.0 m ²	432.0 m ²	848.0 m ²	7.7 m ² /人	
居室以外	食堂	126.8 m ²	1570.0 m ²	14.3 m ² /人	
	集会娯楽室	120.0 m ²			
	浴室	90.0 m ²			
	厨房	109.2 m ²			
	機械室	13.0 m ²			
	その他諸室	357.0 m ²			
	廊下・階段	345.0 m ²			
	エレベーター	13.5 m ²			
恵祥園(特別養護老人ホーム)				定員：59人	
用途	面積		合計面積	一人当たりの床面積	
	1階				
居室	495.0 m ²		495.0 m ²	8.4 m ² /人	
居室以外	食堂	68.2 m ²	1121.0 m ²	19.0 m ² /人	
	浴室	140.0 m ²			
	厨房	58.8 m ²			
	機械室	91.0 m ²			
	その他諸室	343.0 m ²			
	廊下・階段	420.0 m ²			
施設合計					
施設名	延床面積		定員		
恵風園	2,418.0 m ²		110人		
恵祥園	1,616.0 m ²		59人		
合計	4,034.0 m ²				
一人当たりの床面積					
				恵風園	22.0 m ² /人
				恵祥園	27.4 m ² /人

2-2 課題

2-2-1 現施設のハード面における課題

施設のハード面における主な課題は、表 2-2 に示すとおりとなっています。

表 2-2 ハード面の課題

項目	現状の課題
老朽化	<ul style="list-style-type: none"> ・両施設とも建設以来 45 年以上経過しており、経年劣化が著しい。 ・コンクリート造の構造体耐用年数 50 年に近づいている。 ・設備配管及び機器等は多くが耐用年数を経過している。
耐震性	<ul style="list-style-type: none"> ・旧耐震基準の建物であるため耐震性能を有していないことから、大規模地震の際には倒壊又は崩壊する危険性がある。
ユニバーサルデザイン(※9)等	<ul style="list-style-type: none"> ・床に段差があるなどバリアフリー(※10)化が未対策である(主に恵風園)。 ・プライバシーが確保されていない。
利便性、効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・居室からトイレや食堂までの距離が長く、移動に時間を要することから、入居者や職員の負担が大きい。 ・トイレなどの水廻りスペースが狭く、便器数も少ないため、待ち時間が長くなり入居者の負担が大きい(主に恵祥園)。



居室の床に段差がある(恵風園)



狭い居室(恵風園)



狭い居室(恵祥園)



狭いトイレ(恵祥園)

図 2-7 ハード面の課題

※9 ユニバーサルデザイン：あらかじめ、しょうがいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

※10 バリアフリー：しょうがいのある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広くしょうがい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

2-2-2 施設のソフト面における現状と課題

施設のソフト面における主な課題は、表 2-3 に示すとおりとなっています。

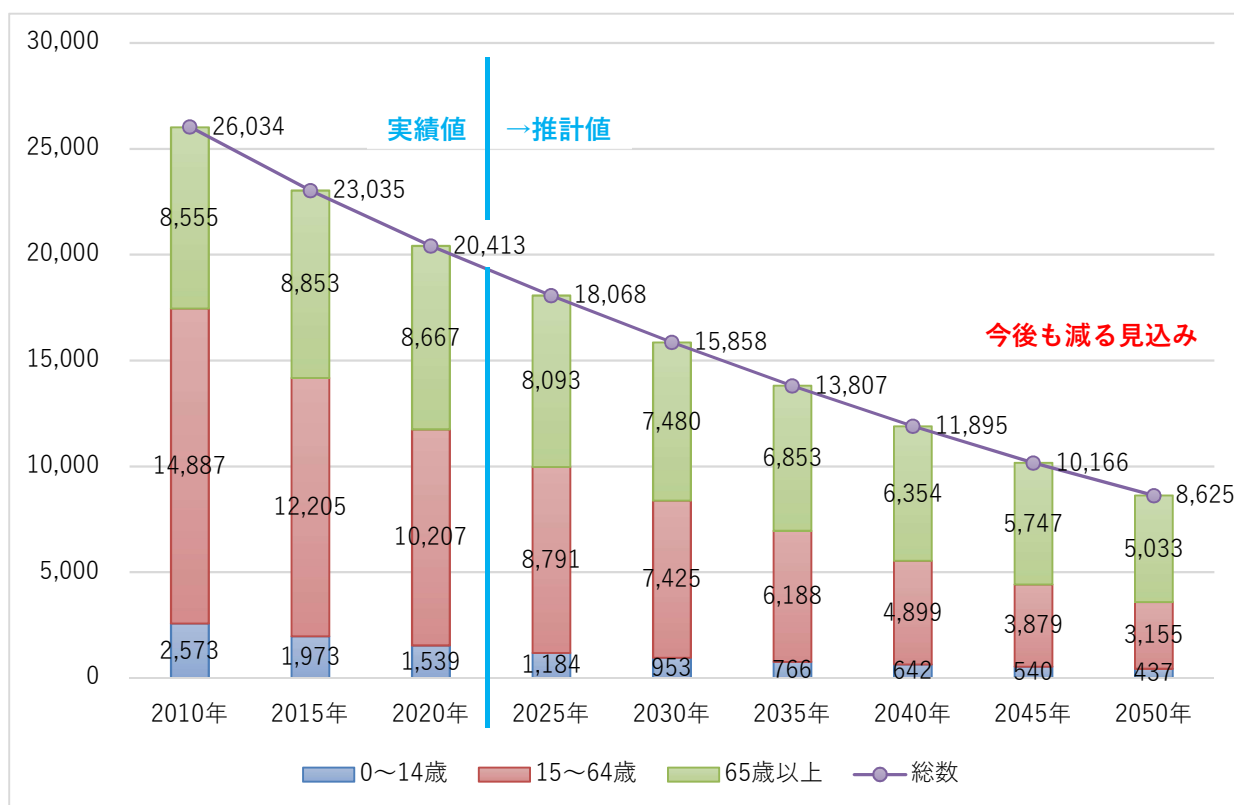
表 2-3 ソフト面の課題

項目	現状の課題
入居者数	・ 恵風園の入居者数は減少傾向にある。
入居状況 (介護度別)	・ 要介護度の高い入居者が多く占めており、見守りや介護が必要な入居者が増えている。
入居者の年齢構成	・ 平均年齢が高く高齢化が進んでいる。
職員配置	・ 本市を含む近隣の生産年齢人口の減少等により人材確保が難しい。 ・ 職員が高齢化している。
運営状況	・ 市の費用負担が増加している(恵祥園)。

(1) 高齢者人口・生産年齢人口の推移と将来推計

本市の人口は、年齢3区分別にみても、年少人口(0～14歳)・生産年齢人口(15～64歳)・高齢者人口(65歳以上)の全てにおいて減少している状況です。

また、令和2年(2020年)では人口の4割以上が65歳以上となっており、高齢化が進行している状況です。



実績値は国勢調査、推計値は「国立社会保障・人口問題研究所」日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)より

図 2-8 本市の年齢階層別人口の推移

(2) 入居者数の推移

- ・ 恵風園の入居者は令和元年度末には 63 名でしたが、令和 6 年度末には 23 名となり大きく減少しています。
- ・ 恵祥園の入居者は令和元年度末が 43 名、令和 6 年度末が 37 名で緩やかな減少傾向にあります。
- ・ 今後、高齢者人口の減少や介護人材の不足等により、恵風園、恵祥園ともに入居者が更に減少する可能性があります。

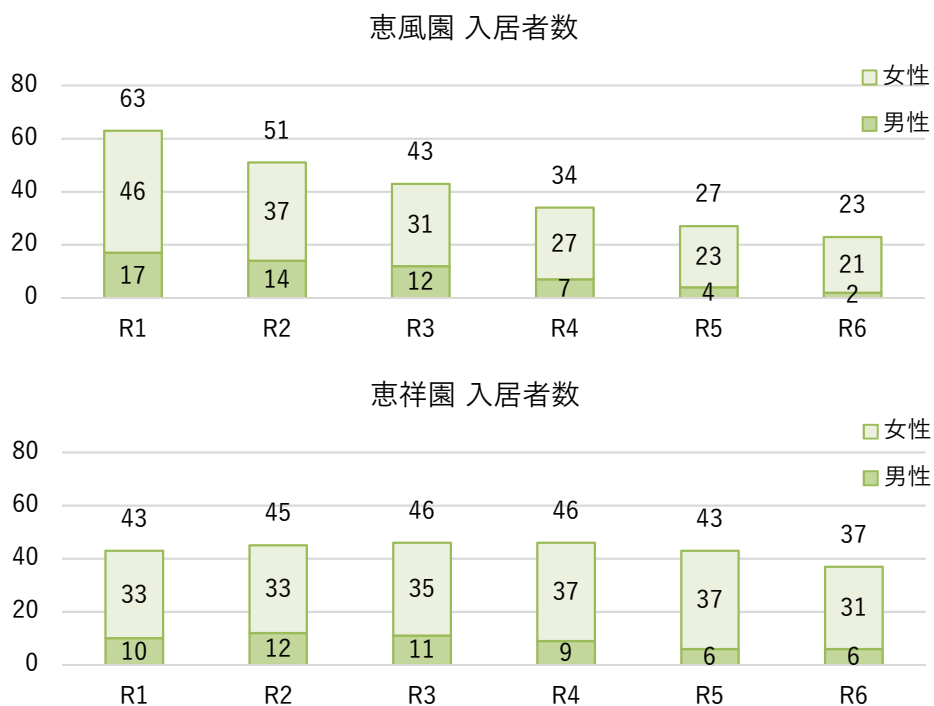


図 2-9 入居者数の推移（各年度末時点）

(3) 入居状況(介護度別)

- ・ 恵風園は、要介護1及び2の入居者が約7割を占めています。
- ・ 恵祥園は、要介護3から5までの入居者が9割以上を占めています。なお、原則要介護3以上の方が入居の対象となります。

表 2-4 要支援度・要介護度別入居状況 恵風園(各年度末時点)

年度	非該当・自立	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
令和元年度	5	10	7	21	15	5	0	0	63
令和2年度	1	6	5	20	14	3	1	1	51
令和3年度	0	4	5	16	15	3	0	0	43
令和4年度	0	2	4	11	13	2	0	2	34
令和5年度	0	2	2	7	11	2	2	1	27
令和6年度	0	0	2	6	11	4	0	0	23

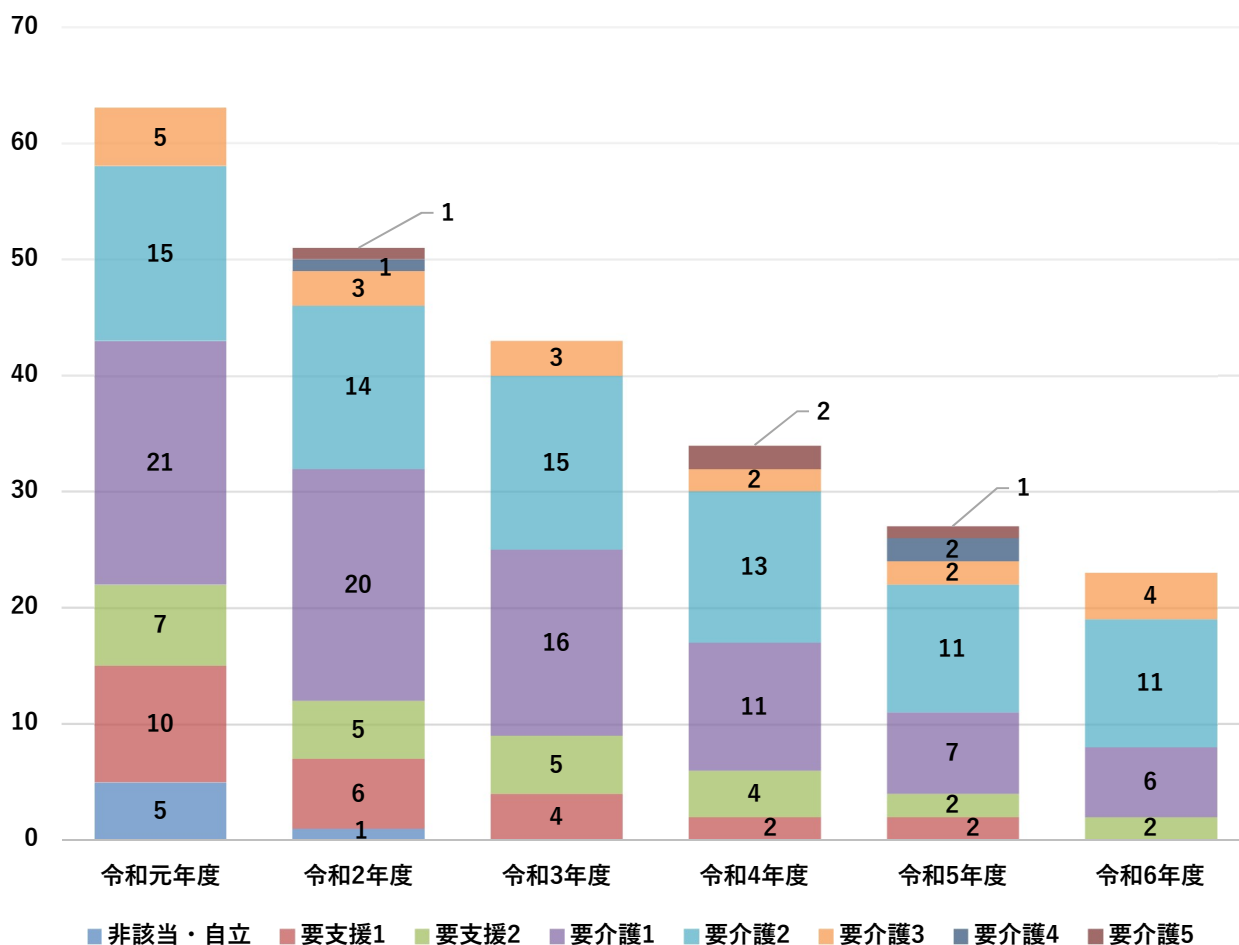


図 2-10 要支援度・要介護度別入居状況 恵風園

表 2-5 要介護度別入居状況 恵祥園(各年度末時点)

年度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
令和元年度	2	2	17	9	13	43
令和2年度	1	3	21	9	11	45
令和3年度	1	2	25	11	7	46
令和4年度	1	2	21	14	8	46
令和5年度	1	3	17	9	13	43
令和6年度	1	1	14	10	11	37

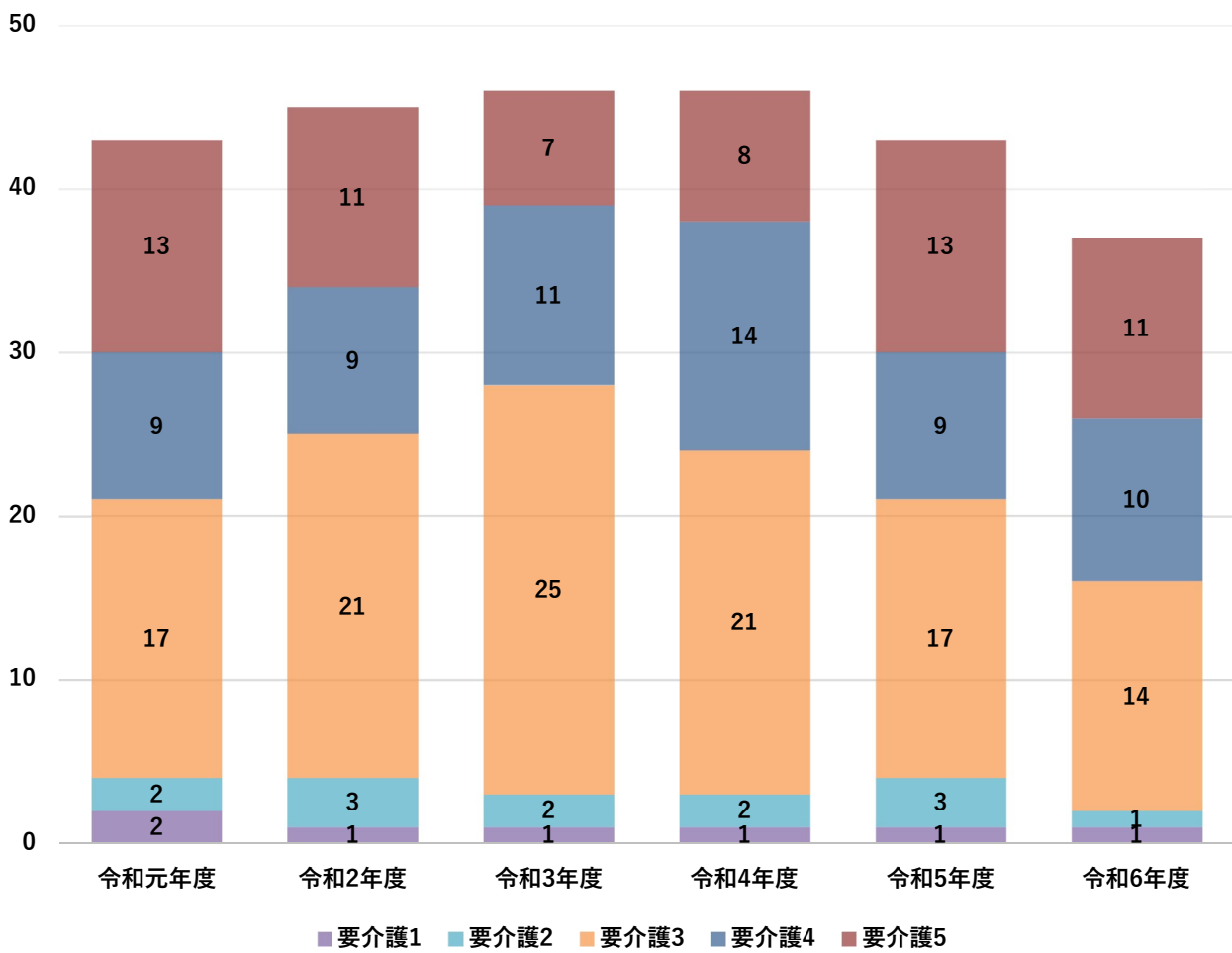


図 2-11 要介護度別入居状況 恵祥園

(4) 入居者の年齢構成

・平均年齢は、令和7年3月末時点で恵風園が92歳、恵祥園が88歳です。

表 2-6 入居者の年齢構成 恵風園(各年度末時点)

年度	65～69	70～74	75～79	80～84	85～89	90～94	95～99	100～	合計
令和元年度	0	3	5	16	17	16	5	1	63
令和2年度	0	2	2	12	17	9	8	1	51
令和3年度	0	1	3	8	14	11	5	1	43
令和4年度	0	0	2	5	10	11	5	1	34
令和5年度	0	0	2	2	10	8	4	1	27
令和6年度	0	0	0	2	8	4	8	1	23

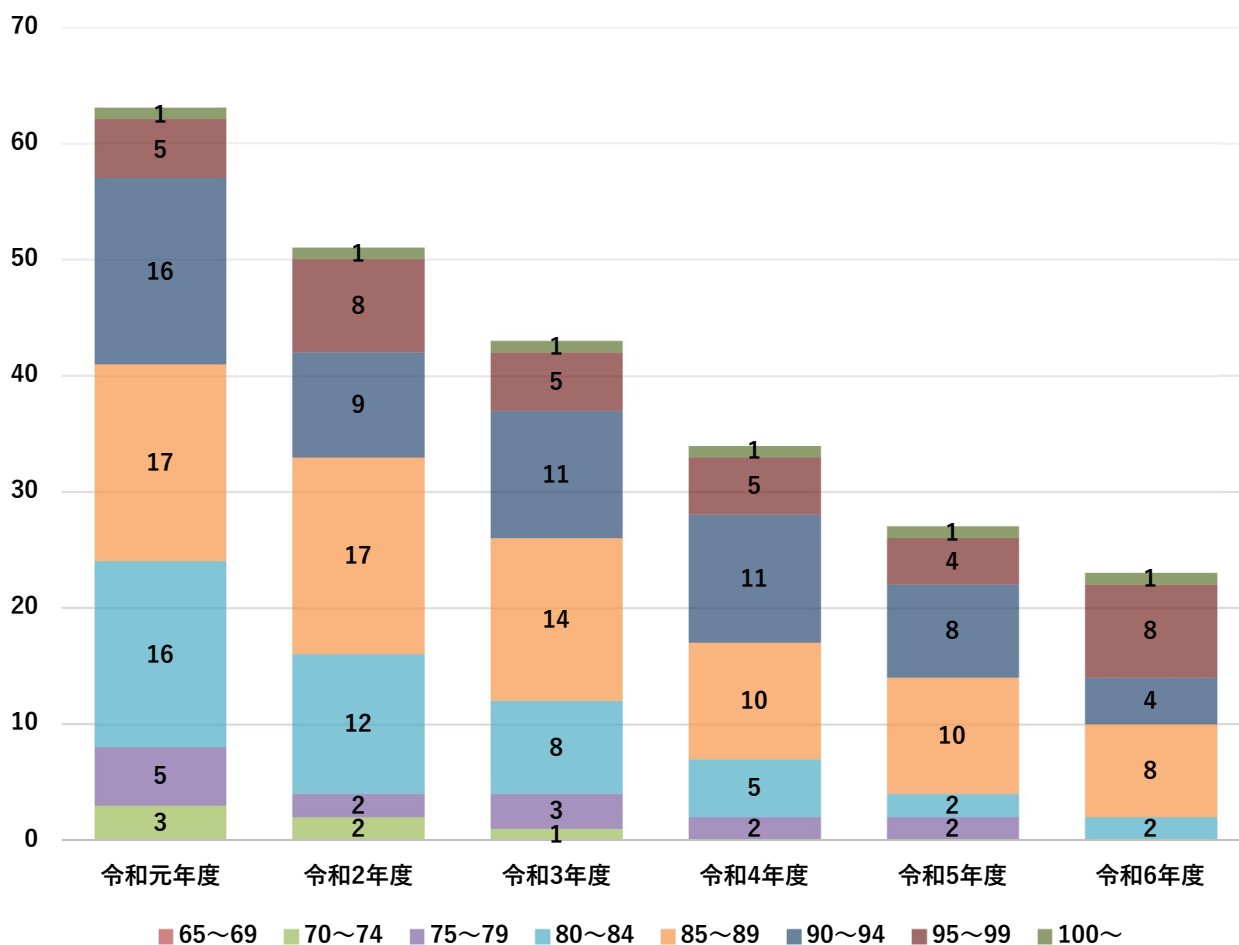


図 2-12 入居者の年齢構成 恵風園

表 2-7 入居者の年齢構成 恵祥園(各年度末時点)

年度	40~64	65~69	70~74	75~79	80~84	85~89	90~94	95~99	100~	合計
令和元年度	1	0	3	7	4	13	9	4	2	43
令和2年度	0	1	1	7	7	11	16	1	1	45
令和3年度	0	1	1	3	15	11	11	3	1	46
令和4年度	0	0	2	4	11	12	10	7	0	46
令和5年度	0	0	1	4	7	11	10	9	1	43
令和6年度	0	0	2	2	4	11	13	3	2	37

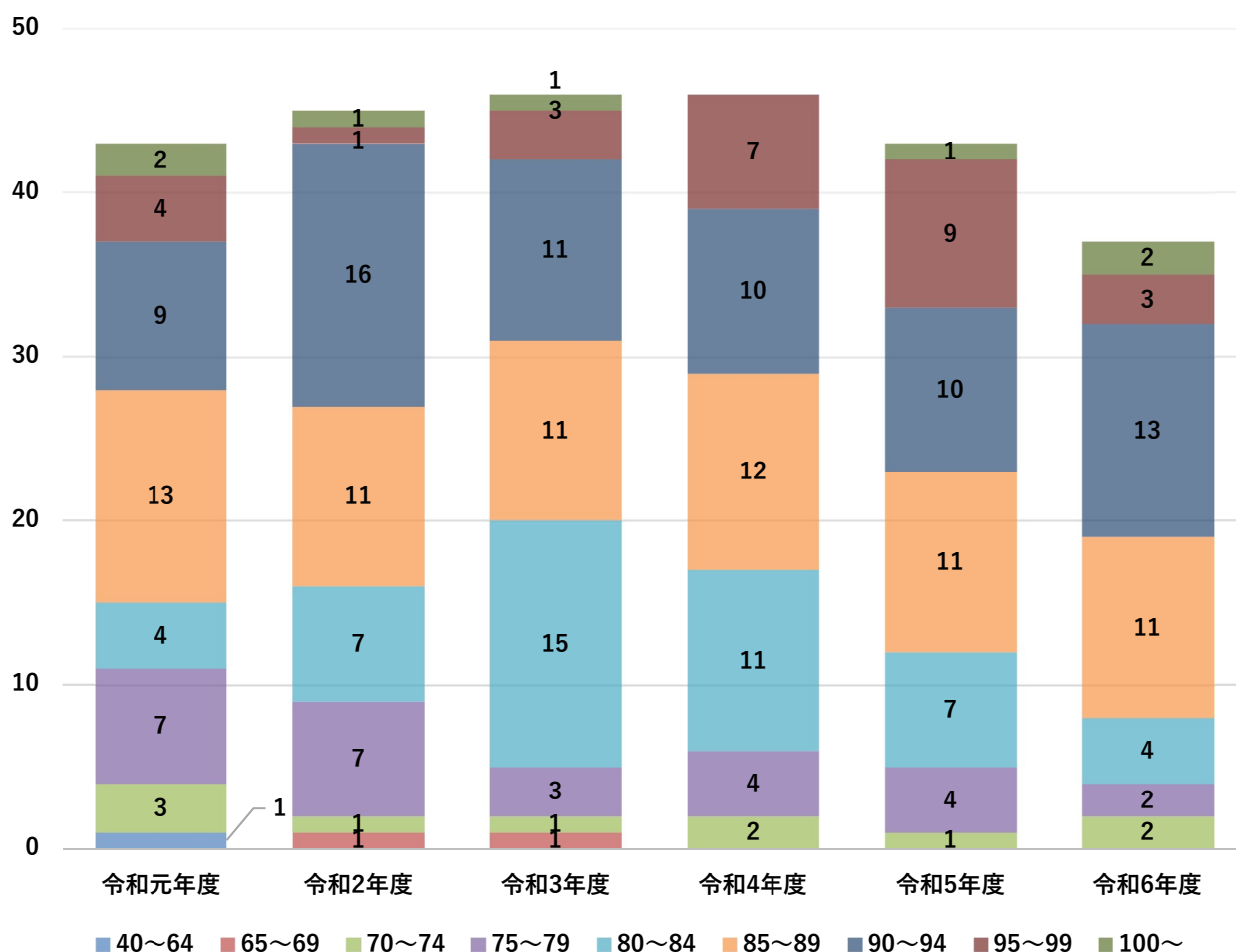


図 2-13 入居者の年齢構成 恵祥園

(5) 職員配置

- ・ 専門職の職員の平均年齢は恵風園が 54 歳、恵祥園が 52 歳となっており、平成 27 年 4 月と比較して、恵風園は 5 歳、恵祥園は 6 歳、平均年齢が高くなっています。
- ・ 本市及び近隣の生産年齢人口の減少や職員の高齢化により、今後は人材確保が更に難しくなることが予想されます。

表 2-8 専門職の職員数(令和 7 年 3 月末時点)

恵風園		恵祥園	
支援員	9	介護職員	21
看護職員	1	介護補助員	3
栄養士	1	看護職員	5
生活相談員	1	機能訓練指導員	1
計	12	管理栄養士	1
		生活相談員	2
		介護支援専門員	1
		計	34

表 2-9 年齢別専門職員数(令和 7 年 3 月末時点)

	恵風園	恵祥園
21～30 歳	1	2
31～40 歳	0	6
41～50 歳	3	7
51～60 歳	4	9
61～70 歳	4	8
71～80 歳	0	2
平均年齢	54 歳	52 歳
最高年齢	69 歳	77 歳

(6) 運営状況

令和2年度から令和5年度までの運営状況の推移について、恵風園は入居者数が大幅に減少しているにもかかわらず、歳出額がほぼ横ばいとなっています。また、恵祥園は、一般会計からの繰入額が増加傾向にあります。

表 2-10 運営状況 恵風園(人件費は共済費を除く)

年度	A 歳入(千円)	B 歳出(千円)	C 人件費 (千円)	D 差引(千円) A-B-C	入居者数 (年度末)
令和2年度	105,223	78,796	74,609	-48,182	51人
令和3年度	103,007	95,745	70,008	-62,746	43人
令和4年度	83,977	105,684	70,170	-91,877	34人
令和5年度	59,163	84,229	64,117	-89,183	27人

表 2-11 運営状況 恵祥園

年度	A 歳入(千円)	B 歳出(千円)	C 人件費(円) 人件費は歳出の内数	一般会計からの 繰入額(千円)	入居者数 (年度末)
令和2年度	201,553	201,553	106,908	44,056	45人
令和3年度	205,317	205,317	108,446	46,037	46人
令和4年度	226,804	226,804	116,515	45,010	46人
令和5年度	222,145	222,145	123,076	53,940	43人

第3章 施設整備計画の方向性

3-1 新しい施設建設の必要性

現在の恵風園・恵祥園は、建設以来、半世紀近く地域と連携しながら、サービスの提供に努めてきました。

しかし、現在の両施設は老朽化が進んでいるとともに、耐震性や利便性、効率性等に課題があることから、今後の恵風園・恵祥園のあり方について、早期に方針を決定する必要があります。

また、現在の建物のレイアウトは、個別ケア(※11)などのサービスに適合していないとともに居室等の必要な広さも確保できていないことから、改修を行った場合、費用面や機能面において優位性が乏しく、老朽化の解消や機能性の確保に関して抜本的な解決にならないと考えます。

また、これまで同様、住み慣れた地域でいつまでも健康で自分らしく、いきいきと生活することができるように公営施設によるセーフティネット(※12)の役割についても検討する必要があります。

※11 個別ケア：入居者1人ひとりの個性やニーズに合わせてその人の暮らしを支えるケアを行う考え方。個別ケアの手法の1つとして、ユニット毎に生活の単位を分けて馴染みの関係を築いてケアを行うユニットケア等がある。

※12 セーフティネット(安全網)：社会的・個人的な危機に対応する方策。例として、雇用保険、生活保護、年金、預金保険、融資に対する信用保証など。

3-2 基本理念及び基本方針

3-2-1 園の理念・基本方針

理念

尊厳の保持

基本方針

- ・入居者、家族、地域、みんなの笑顔があふれる毎日にします。
- ・想いを受け止め、やさしく・ゆったりと・よりそって介護支援を行います。
- ・職員は、日々知識・技術の向上に努め、連携を図ります。

3-2-2 基本構想における基本理念

尊厳を保持し、入居者ひとりひとりが
健康でいきいきと、安心して自分らしく
暮らせる施設づくり

3-2-3 基本構想における基本方針

1. 施設のあり方

- ・施設の運営の継続については、高齢者人口や生産年齢人口の推移、市内及び近隣の介護関係事業者の動向、本市の地域包括ケアシステムにおける恵風園・恵祥園の役割などを踏まえるとともに、介護人材の確保や経営改善、本市の財政状況などを十分勘案しながら検討します。

2. 安全・安心な施設

- ・入居者がいきいきと安心して生活できる暮らしの場を提供し、「入居してよかった」と思ってもらえる施設にします。
- ・入居者の希望を可能な限り叶えられる施設を目指します。
- ・プライバシーに配慮した施設とします。
- ・地震や風水害など災害時でも運営が継続できる災害に強い施設とします。
- ・災害時要援護者福祉避難所(※13・14)の機能を検討します。
- ・感染症対策を備えた施設とします。

3. 地域とつながり、開かれた施設

- ・入居者と地域が触れ合うことのできる施設とします。
- ・さまざまな人々の交流が生まれる拠点となる施設とします。
- ・入居者が自由に買い物や散歩ができる生活環境を提供できる施設とします。

4. 人や環境にやさしい施設

- ・誰にでも分かりやすく、使いやすいユニバーサルデザインを導入します。
- ・緑のある空間を創出し、魅力的な街並みに寄与します。
- ・地球温暖化対策を推進するため、環境負荷の低減を積極的に図ります。

5. 永く有効に活用できる施設

- ・将来の社会情勢やニーズの変化にも対応可能な改修しやすい構造の施設を検討します。
- ・民間事業者の専門的な知識やノウハウを活用しながら、入居者が生活しやすく、職員が働きやすい機器や設備の導入を検討します。
- ・入居者や家族、地域の意見を聴きながら、誰にでも親しまれる施設にします。
- ・施設で働く職員の意見を十分聴き、職員が働きやすい環境づくりに努めます。

※13 災害時要援護者：必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、一般的に高齢者、しょうがい者、外国人、乳幼児、妊婦等。

※14 福祉避難所：要援護者のために特別の配慮がなされた避難所。災害救助法が適用された場合において、都道府県又はその委任を受けた市町村が福祉避難所を設置した場合、おおむね10人の要援護者に1人の生活相談職員(要援護者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する者)等の配置、要援護者に配慮したポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器等の器物、日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗機材の費用について国庫負担を受けることができることとされている。

3-3 最近の動向や居住空間について

3-3-1 最近の動向

養護老人ホームは、老人福祉法に基づく老人福祉施設(※15)であり、生活環境や経済的な理由により自宅での生活が困難な原則 65 歳以上の方を対象としています。入居者が自立した生活を送れるよう食事の提供、安否確認、生活相談といった基本的な生活支援サービスを提供します。

特別養護老人ホームは、老人福祉法に基づく老人福祉施設であるとともに、介護保険法に基づく介護老人福祉施設(※16)でもあります。

またこれまで「他の入居者と同じ部屋で共同生活する形態」である「多床室」といわれる居室タイプが一般的でしたが、平成 12 年の介護保険制度導入後は、「10 人程度の少人数ユニットを基本単位として、各入居者が個室でプライバシーを確保しながら、共有スペースで共同生活を送る形態」である「ユニット型個室」といわれる居室タイプへ移行する施設が増加しました。

しかしながら、近年は、安価な費用で入居できる多床室とユニット型個室の複合型を採用している施設もあります。

特別養護老人ホームの運営方法に関しては、今後の基本計画において、持続可能な運営をはじめ、介護ニーズや地域の要望、建設費用、維持管理費用、入居者の負担、介護職員の確保など、あらゆる視点からの検討が必要になります。

※15 老人福祉施設：老人デイサービスセンター、老人短期入居施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターをいう。

※16 介護老人福祉施設：特別養護老人ホーム(入居定員が 30 人以上であるものに限る。)であって、当該特別養護老人ホームに入居する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設。

3-3-2 多床室とユニット型個室の違いについて

特別養護老人ホームでの入居者の負担額は、居住費、食費、利用料のほか、入居者の所得や預貯金額等に応じて決まります。また、居住費は厚生労働省の定める「基準費用額」に基づいて設定されており、居室タイプにより金額が異なります。

表 3-1 では、多床室、ユニット型個室、それぞれの居住費の違いを示しています。ユニット型個室は、多床室より月額約 1 万 3 千円から 3 万 4 千円の増額となるため、入居者負担が大きくなります。

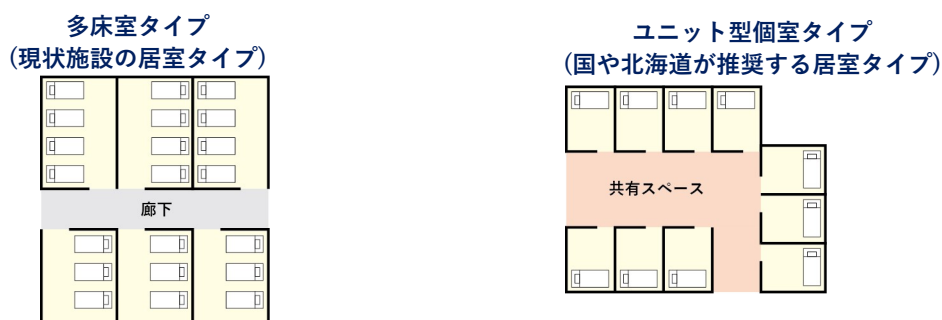


図 3-1 多床室タイプとユニット型個室タイプの配置例

表 3-1 居住費比較

費用	居室タイプ	入居者負担額 (30 日/月の場合)				
		第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階①	第 3 段階②	第 4 段階 (左記以外)
居住費	多床室	0 円	12,900 円	12,900 円	12,900 円	27,450 円
	ユニット型個室	26,400 円	26,400 円	41,100 円	41,100 円	61,980 円
ユニット型個室による増額(差額)		26,400 円	13,500 円	28,200 円	28,200 円	34,530 円

表 3-2 入居者負担段階

入居者負担段階	主な対象者	預貯金額 (夫婦の場合) (※)
第 1 段階	・生活保護受給者	要件なし
	・世帯 (世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。) 全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者	1,000 万円 (2,000 万円) 以下
第 2 段階	世帯全員が市町村民税非課税 年金収入金額 (※) + 合計所得金額が 80 万円以下	650 万円 (1,650 万円) 以下
第 3 段階①	年金収入金額 (※) + 合計所得金額が 80 万円超～120 万円以下	550 万円 (1,550 万円) 以下
第 3 段階②	年金収入金額 (※) + 合計所得金額が 120 万円超	500 万円 (1,500 万円) 以下
第 4 段階	・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者	

※平成 28 年 8 月以降は、非課税年金も含む。

資料: 「令和 6 年度介護報酬改定における改定事項について」 より

第4章 基本計画策定に向けた検討事項

基本計画の策定に向けては、本基本構想を踏まえながら、高齢者人口の減少に伴う長期的なニーズの見通しや行政の役割を明らかにしたうえで、民間活力の導入なども含めて検討します。

4-1 恵風園・恵祥園のあり方について

美唄市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第9期計画)では、地域包括ケアシステムを深化・推進し、「ともに支え合い、安心して暮らせるまちづくり」の実現を目指しており、高齢者のニーズに合わせた暮らしの支援や地域で支え合う体制づくり、介護サービスの基盤整備、介護サービスの質の向上などの施策目標を掲げています。

恵風園・恵祥園の運営の継続について検討する際は、これらの施策目標を通じて、地域包括ケアシステムの中で果たす役割や高齢者人口の推移などを勘案しながら、今後のニーズを見通していく必要があります。

また、運営の継続及び建替えが決定した場合は、建替え候補地の選定や施設規模の検討を行います。

4-2 建替え候補地の検討

建替え場所の候補地は、現在の施設がある敷地内や、まちなかの未利用地など、複数の候補地が存在しますが、入居者や入居者の家族が来訪する時の利便性、職員の通勤利便性、協力医療機関や嘱託医との関係、災害時の迅速な対応など様々な観点から、まちなかの未利用地(市有地)を活用した移転建替えが望ましいと考えます。

しかしながら、基本計画の策定にあたっては、まちなか以外の建替え候補地も排除せず検討します。

4-3 基本計画の検討

運営の継続や施設の建替えについては、基本計画を策定する中で決定することとなりますが、恵風園及び恵祥園の建替えが決定した場合に想定される基本計画策定に関する主な業務は次のとおりです。

①施設計画の策定

本市の総人口や高齢者人口、生産年齢人口の推移のほか、市内や近隣の介護関係事業者の動向など様々な情報を整理しながら、施設の規模や定員数を検討すると同時に、耐震性の向上やプライバシーを確保した空間、感染症対策、地域との交流スペースの設置など入居者、家族、地域に必要な機能を検討する必要があります。

また、恵風園及び恵祥園を建替える場合は敷地形状にあわせて、居室を多床室、ユニット型個室、またはそれらの複合とするかを検討しながらゾーニング(※17)を行う必要があります。

②施設規模の決定・概算事業費の算定

運営計画に合わせて施設規模を決定し、概算事業費を算定することが必要となるため、以下の項目の検討を行う必要があります。

- ・ 諸室及び施設全体の面積
- ・ 施設全体の建設費

③財源等の検討

財源として、各種補助金や基金の積み立てが考えられるため、以下の項目をもとに資金計画を立てる必要があります。

- ・ 国庫補助金(※18)
- ・ 起債(過疎対策事業債ほか)(※19・20)
- ・ 基金(※21)

※17 ゾーニング：地域や建物を用途や機能によって区分し、その位置関係を定めることをいう。英語の zoning。建築設計において、空間の用途や機能の配置を定めること。

※18 国庫補助金：地方公共団体が行う特定の事務事業に対して国から交付されるお金。社会資本整備総合交付金、子どものための教育・保育給付交付金などがある。

※19 起債：国・地方公共団体・株式会社などが、財政資金や事業資金を調達するために債券を発行すること。

※20 過疎対策事業債：過疎地域の持続的発展に関する特別措置法(令和3年法律第19号)により過疎地域に指定された市町村が、過疎地域持続的発展市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債。

※21 基金：独立行政法人、公益法人等や地方公共団体が、国から交付された補助金等を原資として、特定の用途に充てるため、他の財産と区分して保有する金銭。

④事業手法の検討

建設および運営に関する事業手法はこれまでの従来方式のほか、民間活用方式など幅広く検討する必要があります。今後、以下の事業方式の可能性を検討する必要があります。

- ・従来方式
- ・PFI(※22)などの民間活用方式
- ・DB、ECI方式(※23・24)など

⑤事業スケジュール

今後の事業スケジュールについて、以下の流れで進めます。

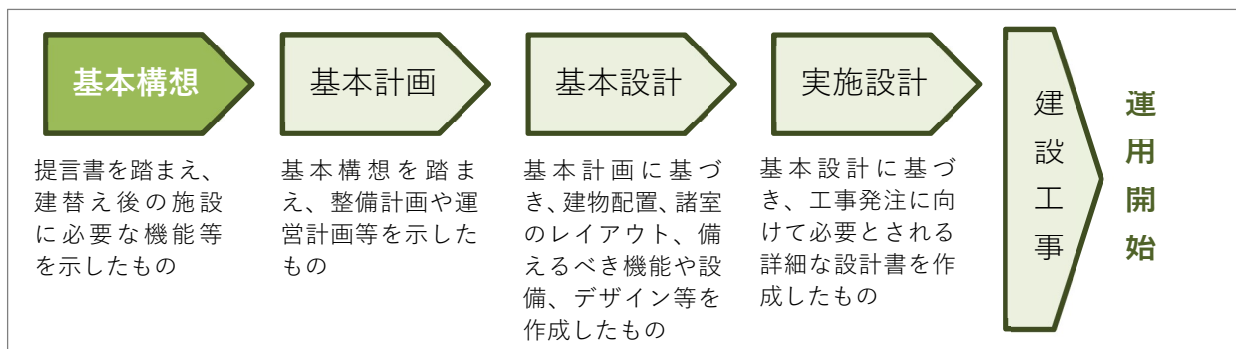


図 4-1 事業スケジュール

※22 PFI：(Private Finance Initiative：プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。
※23 DB方式：(Design Build)設計・施工一括発注方式。
※24 ECI方式：(Early Contractor Involvement)設計段階から施工者が関与する方式。

資料

美唄市恵風園・恵祥園建替え等基本構想策定市民検討委員会設置要綱

(令和6年4月24日庁達第35号)

(設置)

第1条 美唄市恵風園・恵祥園建替え等基本構想の策定に際し、市民参加による高齢者福祉の推進及び施設のあり方を検討するため、美唄市恵風園・恵祥園建替え等基本構想策定市民検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 美唄市恵風園・恵祥園建替え等基本構想の策定に関する事項
- (2) その他前号に関する必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、公募による市民その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する職務が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、美唄市恵風園・恵祥園において行う。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

(その他)

3 この要綱の施行後最初に行われる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

○美唄市恵風園・恵祥園建替え等基本構想策定市民検討委員会委員名簿

令和6年7月2日現在

選出区分	委員氏名	役職	備考
学識経験者	やすだ まさあき 安田 昌彰	委員長	やすだ社会福祉士事務所 代表
	まえかわ かずこ 前川 和子	委員	美唄市恵風園・恵祥園第三者委員会 委員長
団体推薦	えちぜんや けんいち 越前谷 賢一	副委員長	社会福祉法人 美唄社会福祉協議会 会長兼事務局長
市民公募	やべ ゆきお 矢部 幸夫	委員	峰延東連合会 会長
	みつい ゆうこ 三井 祐子	委員	

○市民検討委員会の開催状況及び内容

回	開催日・開催場所	参加者	内容
第1回	令和6年7月2日(火) 美唄市役所 市長会議室	・委員5名	・検討委員会設置要綱等 ・施設の現状 ・策定スケジュール ・意見交換
第2回	令和6年8月28日(水) 美唄市役所 市長会議室	・委員5名	・上位計画等の整理 ・現施設の課題 ・視察候補等 ・意見交換
第3回	令和6年10月23日(水) 美唄市役所 市長会議室	・委員4名	・視察報告(増毛町、滝川市、赤平市の特養3施設。増毛町、滝川市の養護2施設) ・将来の入居者数の検討 ・建替えエリア ・意見交換
第4回	令和6年11月27日(水) 美唄市役所 第1委員会室	・委員4名	・視察報告(札幌市の特養2施設) ・将来の入居者数の検討(再整理) ・整備機能・施設規模 ・意見交換
第5回	令和6年12月17日(火) 美唄市役所 大会議室	・委員4名	・提言書(案)の整理 ・意見交換